

平成29年4月 農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 平成29年4月28日〔金曜日〕 9時00分 開会

2. 開催場所 市役所議会棟3階 第3委員会室

3. 出席委員 (13名)

会長	4番	脇田 峰生
職務代理	8番	白笠山 隆
委員	2番	橋口 好文
//	3番	瀬川 寅夫
//	5番	石寺 政和
//	6番	岩本 延男
//	7番	浦口 幸夫
//	9番	日高 仙三
//	10番	中村 正幸
//	11番	河本 アツミ
//	12番	南 重徳
//	13番	古田 洋美
//	14番	白河 澄雄

4. 欠席委員 なし

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

- 第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第4号 非農地証明願いについて
議案第5号 農用地利用集積計画策定に係る意見の聴取について

○局長

皆さん、おはようございます。

大変、良い天気の中なご集まりをいただきありがとうございます。

それでは定刻になりましたので、4月の定例総会を開会いたします。

会長にあいさつをいただき、引き続き議事進行をお願いいたします。

○会長

皆さんおはようございます。今、局長からもありましたけれども、非常に天候の不順な中で本日は快晴という事で出席をいただきましてありがとうございます。

いよいよ平成29年度がスタートし、農業委員会にとって今年度は、新しい体制への変革の年となります。現体制での活動も残すところあと3カ月となり7月の体制移行に向け鋭意努力しているところでございます。

本市の農業を取り巻く状況は厳しいものがありますが、これまで以上に関係機関と連携を図りながら、特に、農林水産課との連携を強化しながら、業務の充実を図ってまいりたいと考えておりますので委員の皆様のご協力をよろしくお願いします。

また、なかなかスムーズに気温が上昇せず、さとうきびの萌芽も悪く、株出しをしても中々芽が出てこない実情のようですけれども、これからの気温の上昇に期待をしたいと思います。

○議長

それでは、4月の定例総会を開催いたします。

始めに、日程第1「西之表市農業委員会会議規程第10条に規定する議事録署名委員」の指名をいたします。議事録署名委員には8番日笠山委員と9番日高委員を指名いたします。

以上で日程第1を終わります。

○議長

続きまして日程第2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を説明いたします。

まず始めに資料の訂正をお願いいたします。2ページをお開きください。整理番号5番の担当委員が浦口委員となっておりますが、正しくは南委員ですので訂正をお願いいたします。失礼しました。それでは、資料は1ページです。今月は所有権移転5件の申請がありました。

1番です。下西池野・川迎地区です。台帳現況地目田・畑の5筆で、合計面積3,568平米を売買により所有権移転するものです。

2番です。下西池野地区です。台帳現況地目畑の1筆で、面積519平米を売買により所有権移転するものです。

3番です。下西壠泊地区です。台帳現況地目畑の1筆で面積991平米を売買により所有権移転するものです。1番から3番の許可後の経営面積が5,078平米となり下限面積の50アールを超えます。2ページをお開きください。

4番です。現和田之脇地区です。台帳現況地目畑の1筆で、面積2,700平米を売買により所有権移転するものです。

5番です。伊関柳原地区です。台帳現況地目畑の1筆で面積2,640平米を贈与により所有権移転するものです。以上、本件1番から5番については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

○議長

はい、ありがとうございました。ただいま、事務局の方から説明がありました。

続きまして、担当委員の報告をお願いします。

○5 番委員

はい、第5番です。22日に譲受人と現地調査を行いました。

譲受人は同一人ですので、1番から3番まとめて報告をいたします。1番目の地目田ですけど、

永年、耕作しておらず現在、荒廃農地となっております。竹林の状態でございます。

それを業者に頼んで竹を伐採して整地をして畑として利用したいとのことでございます。

次の字椎山田比良は畑4筆となっておりますが、現況は2枚となっております。さとうきびの収穫の後となっております。ここには、でん粉いもを作付けするとのことでございます。

2番は2年ほど耕作しておらず、少し荒れている状態でございますが、トラクターで整地をして、でん粉いもを作付けしたいとのことです。

3番、こちらも永年、耕作しておらず、現在、現況は原野となっております。1番の田、同様、業者に頼んで整地をするとのことでございます。今年は作付けできないので来年度から、でん粉いもを作付けするとのことでございます。1番から3番の譲渡人とは電話で確認をとっております。また、農作業については、ほとんどが委託作業になるとのことでございます。

○7 番委員

7番です。番号4について報告いたします。申請地は、旧現和中学校前の圃場整備済みの畑1筆です。4月22日に譲受人と現地に行き確認をいたしました。譲受人とは電話で確認をしております。譲受人は、現在、牛を20頭他、安納いも中心の農家で、申請地には安納いもを作る予定だそうです。申請どおり間違いありません。以上です。

○12 番委員

12番です。番号5番について説明をいたします。26日に現地を調査いたしました。普段、よく通っているところでしたけれども、改めて、26日に現地調査をした次第です。譲渡人には県外ですので電話で連絡をとりまして、確認をいたしております。間違いないということでございます。現地は、畑面になっておりますけれども、もうほとんど原野化しております、面積からいいますと山林も含めた面積じゃないかなというふうに感じております。申請どおり間違いございません。以上です。

○議長

はい、ありがとうございました。ただいま議案第1号について事務局並びに担当委員の方から説明がありました。質疑のある方挙手をお願いいたします。

○9 番委員

はい、9番です。番号1から3について、お伺いしたいんですけど、この農地は荒れているという事で、これを畑に復旧して何の作物を作るのですか。

○5 番委員

でん粉いもを作る予定です。

○9 番委員

この金額は結構、高い様な気がします。

○5 番委員

いろいろ事情がありまして、相手方の要望だそうです。

○8 番委員

8番です。今のところなのですが、この3カ所まとめて経営面積が50アールを超えますとなっていますが、今年は作付しないというのはそれでも50アールに加えられるのですか。

○事務局

今の点については、50アールするというのは、もちろん荒れているところはすぐ耕作できないという状況があるんですけども、整地後に耕作するという意思がありますので、その点については問題ないと考えております。

○2 番委員

今の、質問に関連してであります、1年後に耕作するという計画だそうですが、本当に耕作するのでしょうか。

○5 番委員

それは本人が言っているのです、それを私は疑う事はできません。

○2 番委員

下西地区では、過去にも作ると言いながら、すぐ人に貸している事例もあります。これは農業委員会として、最後まで責任を持って確認し耕作させるという事は必要じゃないですか。

○事務局

仮に、本人が耕作せずに貸しているという状態であれば、まず事務局の方に連絡していただき、もちろん農業委員の方からも所有者の方に、指導なりはしていただく必要があるのですけれども、それに応じない場合については、農業委員会事務局のほうに連絡をいただきまして、許可取り消し等の可能性もありますので、そういったところは厳重に対応していただきたいと考えているところです。

○2 番委員

いいですか。担当委員には責任を持って、1年後そういうのを監視していく必要があるのではないですか。

○5 番委員

はい、わかりました。

○議長

他に。それでは無いようですので採決をいたします。議案第1号について原案どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。はい、ありがとうございます。

全員の賛成ですので、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請については、原案どおり許可することに決定いたします。

○議長

続きまして議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を説明いたします。資料は3ページです。今月は資材置き場1件の申請がありました。

1番です。申請地は榕城桃園地区の土地1筆で、台帳現況地目畑、面積1,709平米であります。申請理由は、申請人が現在使用している資材置場が不足していることから、申請地を資材置場として利用したいとのこととあります。土地の条件は、農振農用地区域外であり、農業公共投資の対象となっていない農地規模が10ha未満の小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地の「その他の農地」に該当すると判断されます。周辺は西側に自己所有の宅地、北側に道路、東側に山林、南側に畑であります。被害防除計画及び被害防除誓約書も提出されていることから転用による周囲への被害はないと思われれます。

また、残高証明書も提出されており、転用を行う資金力があると認められることから、転用は確実に行われるものと思われれます。以上で説明を終わります。委員の皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

○議長

はい、ただいま、事務局のほうから説明がありました。これについては昨日現地調査が行われております。調査委員長の報告をお願いします。

○2 番委員

はい、2番です。昨日、現地調査を行いました。3番委員と事務局より内田さん、平原さんの出会ってございました。現地は、ただいま、事務局より説明がございました。この申請地は荒廃農地の調査でA判定で私が出していた農地で非農地としてどうかという事でしたが、その後、再度確認に行ったところ、農地として再生可能であると判断し今回、4条申請になったわけですが、内容については事務局から説明がありましたとおり何ら問題ないと考えております。以上です。

○議長

はい、委員長が担当委員ということですので、ただいまの2号議案につきまして事務局及び調査委員長の方から説明がありました。質疑のある方挙手をお願いいたします。はい、それでは、無いようですので採決をいたします。

議案第2号について原案どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。全員の賛成ですので、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」は原案どおり許可することに決定いたします。

○議長

続きまして、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について」を説明いたします。資料は4ページです。今月は砂利採取1件の申請がありました。

1番です。申請地は下西下石寺地区の土地1筆で、台帳地目原野、現況地目畑、面積297平米であります。申請人は砂利採取業を営んでおり、申請地に隣接する土地で砂利採取を行っておりますが、申請地を借り受け、隣接地での砂利採取の保安区域としたいとのことです。

砂利採取については1年ごとの許可となり、申請地は昨年からの更新で1年間の一時転用の使用貸借となっております。土地の条件は、農振農用地区域外であり、農業公共投資の対象となっていない農地規模が10ha未満の小集団の生産性の低い農地であることから、その他の「第2種農地」に該当すると判断されます。周辺は原野と山林で、被害防除計画書及び被害に関する誓約書も提出されていることから転用による被害はないと判断されます。以上で説明を終わります。委員の皆様のご審議よろしくをお願いいたします。

○議長

はい、ありがとうございます。ただいま事務局のほうから説明がありました。これについても、昨日現地調査が行われております。委員長の報告をお願いします。

○2 番委員

はい、議案第3号ですが、ただいま事務局より説明があったとおりでございます。転用理由もここに書かれておりますので、お目通しをお願いしたいと思います。毎年のは更新ということでございまして、昨年より1カ月ぐらい遅れた申請になっておりますが、何ら問題ないと考えております。以上です。

○議長

続いて担当委員の報告をお願いします。

○5 番委員

はい、5番です。ただいま調査委員長が説明したとおり、現地を見ても隣接地に迷惑も掛からないようですので、申請どおりでよいのではないかと思います。以上です。

○議長

はい、ただいま第3号につきまして、事務局並びに調査委員長また担当委員のほうから説明がありました。質疑のある方は挙手をお願いいたします。それでは無いようですので採決をい

たします。議案第3号について原案どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

はい、ありがとうございました。全員の賛成ですので、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」は原案どおり許可することに決定いたします。

○議長

続きまして議案第4号「非農地証明願いについて」を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案第4号「非農地証明願いについて」を説明いたします。資料は5ページです。

まず始めに資料の訂正をお願いいたします。整理番号3についてですが、定例総会資料発送後に取下げの申し出がありましたので、3番については削除をお願いいたします。

それでは、説明をいたします。

1番です。榕城上之原町地区です。台帳地目は畑ですが、昭和57年頃から耕作せず、現在宅地となっています。交付基準2に基づいた申請です。

2番です。榕城小牧地区です。台帳地目は畑ですが、昭和50年4月頃から耕作せず、現在宅地となっています。交付基準2に基づいた申請です。3番は取下げです。

以上で説明を終わります。

○議長

はい、これにつきましても昨日現地調査が行われております。委員長の報告をお願いします。

○2番委員

議案第4号、番号1でございます。今、事務局から説明がありましたとおり、場所は現在の種子島高等学校の北側に位置するところでございます。橋のたもとから東の方におりていく土地でございます。住宅があり手前は梅の木等の果木が植栽されておりまして、その住宅の奥にまた、家庭菜園みたいな狭い畑がございます。非農地でいいんじゃないかという、現場でも意見の一致を見たところがございます。以上でございます。

番号2でございますが、これは現在、家が建っております。宅地として認めていいんじゃないかという現場での意見の一致を見たところがございます。以上です。

○議長

ただいま事務局並びに調査委員長の方から説明がありました。質疑のある方挙手をお願いいたします。はい、異議なしの声がありましたので採決をいたします。

議案第4号「非農地証明願いについて」非農地として承認することに賛成の方は挙手をお願いします。はい、ありがとうございます。全員の賛成ですので、議案第4号「非農地証明願いについて」は非農地として承認することといたします。

○議長

続きまして議案第5号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による「農用地利用集積計画策定に係る意見の聴取について」を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案第5号「農用地利用集積計画策定に係る意見の聴取について」を説明いたします。

まず始めに、利用権設定を説明いたします。1の1ページをお開きください。今月は更新分がなく、すべて新規の申請です。

1段目です。期間が平成29年5月1日から平成34年4月30日の5年間、地目畑、面積30,021平米、利用権の設定をする者10人、受ける者6人です。

2段目です。期間が平成29年6月1日から平成34年5月31日の5年間、地目畑、面積6,117平米、利用権の設定する者2人、受ける者1人です。

3段目です。期間が平成29年5月1日から平成35年4月30日の6年間、地目畑、面積

2,190 平米、利用権の設定する者 1 人、受ける者 1 人です。

4 番目です。期間が平成 29 年 5 月 1 日から平成 39 年 4 月 30 日の 10 年間、地目畑、面積 13,349 平米、利用県の設定する者 1 人、受ける者 1 人です。

内訳については、1 の 2 ページを、詳細については 1 の 3 ページから 1 の 18 ページをご覧ください。

続きまして、所有権移転です。2 の 1 ページをお開きください。

1 段目です。平成 29 年 5 月 1 日に所有権を移転するものです。地目田、面積 6,526 平、地目畑、面積 17,468 平米、合計面積 23,994 平米、所有権を移転する者 7 人、受ける者 6 人です。内訳については、2 の 2 ページを、詳細については 2 の 3 ページから 2 の 19 ページをご覧ください。

続きまして、農地中間管理事業分の利用権設定です。本日お配りしている差しかえ後の資料をご覧ください。3 の 1 ページです。

1 段目です。期間が平成 29 年 6 月 1 日から平成 39 年 5 月 31 日の 10 年間、地目畑、面積 55,231 平米、利用権の設定する者 5 人、受ける者 1 人です。内訳については 3 の 2 ページを、詳細については、3 の 3 ページから 3 の 7 ページをご覧ください。以上、すべての案件につきまして、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の規定に基づき審査しました結果、いずれも各要件を満たしていることから提案いたしました。委員の皆様のご審議よろしく願います。

○議長

はい、ありがとうございます。ただいま事務局のほうから説明がありました利用権の設定、整理番号 1 番から 14 番について審議をいたします。

なお、整理番号 14 番については、13 番委員が利用権の設定を受ける者となっており、このことについては農業委員会法第 31 条の議事参与の制限に該当することから 2 分割して行います。まず始めに整理番号 1 番から 13 番について審議いたします。担当委員の報告をお願いします。

○2 番委員

はい、2 番です。利用権を設定する者と受ける者は、同じ岳之田集落の方でございまして、利用権を設定する方は、少々高齢で最近体調を崩しておりまして、農業を縮小するというところで、同集落の認定農家の方に貸借するというところでございまして、ここに、あるとおり、牧草を栽培するというところで双方確認いたしました。間違いございません。以上です。

○3 番委員

はい、3 番です。2 番から 5 番まで同じ方ですので、まとめて説明をさせていただきます。

26 日に、受ける者と、一緒に現地を確認いたしました。現地は、形之山集落の上の方から、種子島牛乳のあるところの上まで点々としておりました。まず、2 番、3 番の畑は、現在、カルビを取ったあとで、次の耕作をする準備をしているところでありました。

また、4 番、5 番の畑は、この 4 番の畑は 7 反近くありまして、この畑の一部に、安納いものから床をしておりまして、その後、からが大きくなったらこの畑に植え付けをするということでした。

また、5 番の畑には、既にマルチをして、安納いものをさしておりました。以上申請どおり間違いはないということでございまして、相手の方にも電話連絡で一応連絡をとりました。以上です。それから、引き続き、番号 6 について説明いたします。この方は、新規就農者で現在、まだ若い方なので、これから規模拡大を行って面積を増やしていきたいという意欲のある方でございます。この畑については、ちょうど自分たちの深川集落の上のほうでありまして、私もよく通るところなのですが、この畑の近くに自分たちの畑のソラマメを植えておりまして、電気柵を借りる為に、この畑を借りて耕作するというところで、現在は、堆肥を畑に据えておりま

して、今から植え付ける準備をするということでありました。以上申請どおり間違いありません。相手の方にも、電話連絡で確認をとりました。以上です。

○5 番委員

はい、5番です。7番、8番、9番についてご報告いたします。7番、8番は、譲受人と現地調査を行いました。この農地は、7番、8番は隣接した農地です。8番は、昨年あっせんのでした農地です。譲受人は公社に勤務しての方でございますけど、さとうきびをつくりたいということでしたが、道が狭くて、ハーベスターが通らないということで、でん粉いもを作付けしたいとのことでございます。

また、8番の譲渡人は、名古屋在住でございますけど、電話で確認をとってあります。

9番につきましては、譲渡人と現地調査を行いました。これは住吉上能野の農地です。譲渡人は、電気店を営む土地持ち非農家でございます。譲受人は、安納いもを栽培する法人の方でございます。字が3カ所に分かれております。総面積は3,776平米でございます。法人の方とは電話で確認を行っております。あとは申請通り間違いございませんでした。以上です。

○7 番委員

7番です。番号10について報告いたします。申請地は浅川の圃場整備区域内です。貸人は浅川生まれで屋久島に在住しておられる方です。以前、借りていた人から急に返還をされ相談を受けました。そして、庄司浦の方との契約となりました。しかし、畑が荒れていたために、重機で整備をしないと耕作できる状態では無かったために、一年目は無償ということで、双方で、話し合っけて契約をしております。借人は、さとうきび中心の認定農家の方です。以上です。

○9 番委員

はい、9番です。番号11につきまして報告します。利用権の設定を受ける者は、安納校区で大規模な畜産農家、また園芸農家での農業法人であります。利用権の設定をするものに関しましては、神奈川県在住の土地持ち非農家ですが、ちょうどこの手続中に帰省をしております、本人には確認ができたところです。場所といたしましては、石堂寄りの県道沿いの農地になりまして、2筆であります、一枚になっている農地です。この後は牧草を作るということでありました。申請どおり間違いありませんでした。

○14 番委員

14番です。整理番号12番と13番のうち12番ですが利用権を設定する人は、ここに書いてるように、高齢者で、以前、耕作していた農家の方が安納いもを作っていたんですけども、誰も借り手がないということで、先々月のあっせんの中で上がってきた土地であります。田んぼもあつたんですけど、田んぼの借り手も無くて、それで、場所的には、湊の港湾の東側です。利用権の設定を受ける者は、畜産農家であつて、地代を安くしなければ、借りないという事で何とか、利用権の設定を了解した中で契約が成立しました。双方、確認しましたけれども、問題ありません。13番は、元、畜産農家で、今はさとうきびを作付けをしていたんですけども、弟も農業をしているのですがその方が、ちょっと脳梗塞を起こしまして、規模縮小になりましたので、利用権を設定する者と利用権の設定を受ける者は、12番で報告したとおり、畜産農家で牧草を植えるということです。これは、大田集落の上の高台のところにある牧草地です。シカの害が絶えないものですから、安くしてでも、借り手を見つけてくれということでした。以上、間違いありません。

○議長

はい。ありがとうございます。ただいま担当委員の方から説明がありました。1番から13番について、質疑のある方は挙手をお願いいたします。（異議なし）

はい、異議なしということで採決をいたします。利用権の設定1番から13番について、原案どおり承認する方の挙手をお願いします。はい、どうもありがとうございます。全員の賛成ですので、利用権の設定、1番から13番については原案どおり承認し意見を市長に送付いたします。

続きまして、利用権の設定整理番号14番について審議をいたします。審議の間、13番委員の退室をお願いいたします。はい、それでは担当委員の説明をお願いします。

○5番委員

はい、5番です。番号14番について説明いたします。24日に貸人と現地調査を行いました。

貸人は電気店を経営する方でございます。借人はさとうきびを中心に栽培する認定農家でございます。字が2カ所に分かれておりまして、川迎地区の字西之原が少し荒廃化しており、整地をしなければ作れない状態となっております。そういうことで、借地料につきましては、1年目は無償、2年目からの支払いになるということでございます。ほか申請通り間違いございません。

○議長

はい、ありがとうございました。これについて質疑のある方は挙手でお願いいたします。

異議なしの声がありました。それでは採決をいたします。利用権の設定整理番号14番について原案どおり承認する方の挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。全員の賛成ですので、利用権の設定14番については、原案どおり承認し意見を市長に送付いたします。13番委員の入室をお願いします。

○議長

続きまして、所有権の移転1番から7番について審議をいたします。

なお、整理番号7番については、3番委員が所有権の移転を受けるものになっており、このことについては、農業委員会法第31条の議事参与の制限に該当することから、2分割をして審議をいたします。まず初めに整理番号1番から6番について審議いたします。担当委員の報告をお願いします。

○2番委員

はい、説明します。これは、小牧野地区にある農地でございます。双方、確認しまして、間違いございません。現在、まだ何も作っておりませんが、農免道沿いにある畑でございます。牧草を作るんじゃないかと思われております。以上です。

○3番委員

はい、3番です。整理番号2について説明いたします。26日に、所有権を受ける者と一緒に現地を確認に参りました。現地は、デイリー種子島牛乳というところが、国道から見えますと思いますが、そのすぐ上のほうで現在はカルビーを取ったあとで、これから、カルビーを作る準備をするということでありました。その所有権を移転する者については、本人が高齢のために、娘さんが、ちょうど帰ってきているということを知り、娘さんのほうに電話をして確認をとりました。間違いありませんでした。以上です。

○7番委員

7番です。番号3について報告をいたします。譲渡人と譲受人の関係は義理の兄弟です。

譲渡人は、長い間、体調が悪く、また、今後も畑の仕事もできないということで、家族兄弟で話し合った結果、このたびの贈与の申請となったようです。双方確認しております。譲受人は大変まじめな方で認定農家の方です。次に、番号4について報告をいたします。申請地は浅川圃場整備区域内のちょうど南側に当たります。登記簿上は2筆となっておりますが、現況は、一枚の畑となっております。一反当たり32万円の売買でなされております。譲受人は、安納いも中心の農業生産法人です。双方、確認しております。続きまして、5番について報告いたします。申請地は、浅川圃場整備区域、北側の畑1筆、番号4と同じく、一反当たり32万円

の売買です。譲受人は、先ほどと一緒にですが、安納いも作中心の生産法人の方です。双方確認しております。申請どおり間違いありません。以上です。

○10 番委員

10 番です。番号6について説明をいたします。23日の朝、譲受人と現地の田んぼにて、立会いをしてもらいました。6筆になっていますが、実際は4枚になっています。もう田植えも終わっています。親から子への贈与になります。申請どおり間違いのないと思います。以上です。

譲渡人とは、そのあと家を訪問し確認をとりました。以上です。

○議長

今、担当委員の方から報告がありました。質疑のある方は挙手でお願いをいたします。

はい、それでは無いようですので採決をいたします。所有権の設定、整理番号1番から6番について原案どおり承認する方の挙手をお願いします。はい、ありがとうございました。全員の賛成ですので、所有権の移転整理番号1番から6番については、原案どおり、承認し意見を市長に送付いたします。

○議長

続きまして、所有権の移転、整理番号7番について審議をいたします。審議の間、3番委員の退室をお願いします。

○5 番委員

はい、5番です。番号7番について説明いたします。23日に譲受人と現地調査を行いました。住吉深川地区の農地でございます。譲渡人と譲受人は親戚に当たります。譲受人は、さとうきびと畜産を中心に経営する認定農家でございます。譲受人は、親戚と言う事で、この譲渡人の面倒を昔からよく見ているとのことでございます。そういう関係での、所有権移転ということでございます。現在、牧草を作付けしてあります。ほか申請通り間違いございませんでした。

以上です。

○議長

はい、ありがとうございました。これについて質疑のある方は挙手でお願いをいたします。


はい、異議なしの声がありましたので、採決をいたします。所有権の移転、整理番号7番について、原案どおり承認する方の挙手をお願いします。はい、ありがとうございました。全員の賛成ですので所有権の移転7番については、原案どおり承認し意見を市長に送付いたします。


3番委員の入室を許可します。

○議長

続きまして、利用権の設定中間管理事業分について審議をいたします。先ほど事務局の方から説明がありました。これについて質疑のある方は挙手でお願いをいたします。無いようですので採決をいたします。利用権の設定中間管理事業分について、原案どおり承認する方の挙手をお願いします。はい、ありがとうございます。全員の賛成ですので、利用権の設定、中間管理事業分については原案どおり承認し意見を市長に送付いたします。

以上で本日の議案審議を終了いたします。

会 長 脇 田 峰 氏 

8 番委員 日 笠 山 隆 

9 番委員 日 高 仙 三 

新刊